

いつもお世話になります。

連日すっきりしない日が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

私は、梅雨の晴れ間の週末に、息子たちの野球の練習の手伝いに参加しています。

日焼けした手の甲と顔を気にすることなく楽しませてもらっています。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

単純な考えほど
素早く真実に近づける

オツカム(神学者・哲学者)

良い種をまこう！

心構えというよい種をまきなさい。
そうすれば態度という収穫物が手に入る。

今度は**態度**というよい種をまきなさい。
そうすれば行動という収穫物が手に入る。

さらに**行動**というよい種をまきなさい。
そうすれば習慣という収穫物が手に入る。

次は**習慣**というよい種をまきなさい。
そうすれば人格という収穫物が手に入る。

実りが近づいたら
人格というよい種をまきなさい。
そうすれば運命という収穫物が手に入る。

最後により**運命**の種をまきなさい。
そうすれば**すばらしい人生**が手に入る。



～元気手帳2より～

今月のいろいろ「掲示板」

【事務所でランチ】

最近所内では、ガストのデリバリーでランチをすることにハマっています。
ネットで注文でき、1,500円以上で事務所までお弁当を届けてもらえるので、
とても助かっています。

みんなでメニューを決めている時間も楽しいです。



知っところ！「税務のマメ知識」

税トレ（テーマ：軽減税率制度）

- 問題 1 中学校の給食（全ての生徒に提供）は軽減税率の です。
- 問題 2 中学校の食堂（利用は生徒の自由）は軽減税率の です。
- 問題 3 家事代行サービスは軽減税率の です。
- 問題 4 宅配ピザは軽減税率の です。
- 問題 5 社内会議において、コーヒーポットのデリバリーサービスに加えて、会議中に参加者へのサーブ（給仕）も行われる場合、その給仕のサービスは軽減税率の です。

- 解答 1 対象。学校給食法で定められた「学校給食」は軽減税率の適用対象となります。
- 解答 2 対象外。利用が選択制である学生食堂での飲食料品の提供は軽減税率制度の対象外になることとされています。
- 解答 3 対象外。いわゆる「ケータリング、出張料理」軽減税率制度の対象となる「飲食料品の譲渡」に含まれないこととされています。いわゆる家事代行サービスは「ケータリング、出張料理」に該当し、軽減税率の対象外とされています。
- 解答 4 対象。宅配ピザの配達は、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象とされています。
- 解答 5 対象外。

引用；週刊税務通信 3562、3561

事務所あれこれ日記

☆模様替え 第三弾☆

先月、先々月に続き事務所に新しい備品を設置しました。
今回は印刷機が届きました。ある日突然、印刷機から焼ける匂いと、とても大きな音を立てて使えなくなってしまいました。
新たな印刷機に頑張ってもらいたいと思います！！



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

